

市立にじいろ認定こども園の民間移管の検討について

1. 公立認定こども園の今後の運営について

公立認定こども園については、令和6年2月に策定した「守口市行政経営プラン」における「施設の運営手法の見直し」において、今後の就学前児童数の推移と私立認定こども園等による保育の受け皿確保の状況や市職員（保育士）の退職状況等を踏まえ、順次、民間移管を進めることとしております。

加えて、人員・組織体制の方針では、新たな保育士採用は行わないこと、民間移管の状況に応じ、任期付職員及び会計年度任用職員の採用を抑制することとしております。

また、令和5年2月に策定した「第二期守口市子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しにおいて、今後の教育・保育の確保方策については、「民間主導」により、その時点時点の状況に合わせた定員確保策を民間園に柔軟に講じていただき、行政として民間園の取組をしっかりと後押しすることで、的確な受け皿を確保する形、つまり【公私連携による確保方策の確立、推進】が望ましいとしています。

2. 「(仮称) 守口市こども計画」の策定について

現在、本市では、子どもが健全に育ち、親が安心して子どもを産み育てることができるまちの実現を目指した取組を推進するため、今後の教育・保育の確保方策を含む令和7年度から令和11年度までを計画期間とする「(仮称) 守口市こども計画」の策定を進めています。

計画の策定にあたっては、外部の有識者等で構成する「守口市子ども・子育て会議」にお諮りし、今後の就学前児童数の推移や市内保育の受け皿確保の状況等を踏まえ検討を行います。

3. 今後の教育・保育の確保方策の検討について

「(仮称) 守口市こども計画」の策定に向けたニーズ調査結果においては、2号認定の中部エリア並びに3号認定の0歳児の全てのエリア、1・2歳児の中部及び東部エリアについて、確保方策が不足する見込みとなっています。特に3号認定の1・2歳児の中部及び東部エリアにおける量の見込みに対する確保方策について大幅な不足が生じる見込みとなっています。

現在、中部エリアにおける市立外島認定こども園について、令和7年4月からの民間移管を進め、確保方策を図ろうとしているところであり、これに加え東部エリアにおいても民間移管による確保方策を図る必要があると考えるものです。

確保が必要となる方策数

		R7	R8	R9	R10	R11
東部	3号（0歳）	10	11	7	5	1
	3号（1－2歳）	119	99	86	76	66
	2号（3－5歳）	－	－	－	－	－
中部	3号（0歳）	9	7	7	5	4
	3号（1－2歳）	50	49	39	36	32
	2号（3－5歳）	81	71	46	31	27

4. 民間移管により期待できる効果

公立認定こども園の民間移管により今後の施設整備・維持管理に係る財政負担の軽減を図ることができるとともに、下表のとおり、公立園の施設運営での市負担分は 239 百万円となっていますが、民間園の施設運営に対する公定価格等に基づく給付での市負担分は 93 百万円となっており、民間園の施設運営の方が財政負担を軽減（▲146 百万円/年）することが可能です。

また、受入れ児童数の拡大に加え、令和 8 年 4 月から本格実施となる「こども誰でも通園制度」への対応など、民間園による柔軟な運営体制のもと、多様な保育ニーズへの迅速な対応を期待できます。

なお、障がい児や配慮が必要な児童の受入れについては、公立園、民間園問わずしっかりとした受入れ体制を構築していく必要があると考えています。

○施設運営における公民の財政負担比較

	市歳出額（R5実績ベース）				
		国	府	他	市※2
にじいろ認定こども園	243	1	1	2	239

※一部交付税算入あり

	市歳出額（想定ベース）			
		国	府	市※2
民間園※1	207	76	38	93

※一部交付税算入あり

※1 民間園はにじいろ認定こども園の利用定員146人を想定

※2 歳出額に対しては一部交付税措置がされているため、上記「市歳出額」の差額の全額が財政効果額として表れるわけではないことに留意

5. 民間移管に向けた市立にじいろ認定こども園の現状について

市立にじいろ認定こども園では、過去に最大 209 人の利用者数を受け入れた実績を有し、現状の施設規模で利用定員の引き上げが可能であることから、量の見込みに対して、柔軟に利用定員の引き上げによる対応が図れるとともに、新たな保育サービスの充実も検討できます。

※利用定員：[H30]150 人 → [R4]146 人（最大 231 人まで受入れ可能）

利用者数：[H30]209 人、[R1]186 人、[R2]153 人、[R3]143 人、[R4]139 人、[R5]146 人、[R6]145 人

6. 市立にじいろ認定こども園の民間移管について

上記現状や課題、民間移管による効果を踏まえた結果、令和 9 年度に市立にじいろ認定こども園の民間移管を行うことを検討します。

については、令和 7 年 4 月に 3 保育所が新規開設される南部エリア、市立外島認定こども園の民間移管が行われる中部エリアと同様に、東部エリアについても民間活力の更なる導入を図っていきます。

なお、市立あおぞら認定こども園の在り方については、市立にじいろ認定こども園の移管後の就学前児童数の推移と私立認定こども園等による保育の受け皿確保の状況や市職員（保育士）の退職状況等を踏まえ、引き続き施設の在り方を検討してまいります。

7. 公立認定こども園の民間移管にあたって

民間移管に際しては、提供すべき教育・保育・子育て支援事業の内容について、市と民間移管法人が協定を締結し、実施することができる「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」第34条第1項に基づく「公私連携幼保連携型認定こども園」とし、医療的ケア児、配慮が必要な児童の受入れ体制についても、これまでと同様に構築するよう求めることとします。

また、医療的ケア児、配慮が必要な児童の受入れに関しては、公立園だけに求められる役割ではなく、市全体として対応を図っていくべきものであることから、移管後の市立にじいろ認定こども園を含め市内民間園で医療的ケア児、配慮が必要な児童を円滑に受入れることができる安全・安心な体制を構築することを支援するため、公立認定こども園の民間移管の効果額等を活用し、保育の質・量の充実を図ります。具体的には、現在、実施している「認定こども園等障がい児保育・看護師配置補助金」の補助基準額の拡充や、更なる保育士の確保方策の充実を図り、保育の量を確保するとともに、保育士等への研修、巡回支援の充実を図り、保育の質を確保するなど、民間園における受入れへの支援の更なる充実を図っていく必要があると考えています。

8. 民間移管が決定された場合の今後のスケジュール（案）について

令和7年度 移管事業者の選定・決定

令和8年度 引継ぎ保育の実施（令和9年3月末まで）

令和9年4月 移管事業者による運営開始

9. これまでの民間移管について

本市では、平成14年4月から公立園の民間移管を実施しており、公立保育所等の再編整備を経て、直近では、令和7年度からの市立外島認定こども園の民間移管を決定しました。

公立園の民間移管にあたっては、「守口市立認定こども園運営者選考委員会」において公平・公正に移管事業者を選定し、これまでの公立園による保育の質の確保のため、十分な引継ぎ期間を設けて移管を決定しています。現在、市立外島認定こども園においては保護者、移管事業者、市による三者協議会を設置し、円滑な民間移管に向け、意見交換を行っているところであり、令和7年1月から保育現場での引継ぎ保育を予定するなど、鋭意引継ぎを行っています。

【参考】

民間園	移管時期
にしき認定こども園	平成14年4月
橋波幼児舎	
土居ひまわりこども園	
守口中央こども園	平成15年4月
白鳩チルドレンセンター八雲中	
たちばな東こども園	平成16年4月
寺内さくらこども園	
高瀬ひまわりこども園	
ひかり保育園	平成30年4月
みゆき西こども園	
ゆずり葉こども園	
梶らいこうじ学園	
北てらかた森のこども園	
まことそとじまこども園	令和7年4月